

12月

あつぎ・九条の会

現在会員
1637人

〒243-0206
厚木市下川入369-4
TEL 046-246-0179
編集責任者
大友 三昭
E-Mail
ohtomo3m@
yahoo.co.jp

◆ 九条の会の活動はイベント収入とカンパで行っています。カンパのご協力をお願い致します。カンパ送り先
【ゆうちょから送金】 記号 10260 番号 63428351
【他銀行からの送金】 店名 O二八（読みゼロニハチ） 店番 028
【預金種目】 普通預金 口座番号 6342835

ガサは直ちに停戦を

イスラエルのガサへの攻撃が始まってから、一か月半が経ちました。人質の交換で一時停戦しましたがイスラエルは再度攻撃を開始しました。

10月7日のハマスによる襲撃はテロであり、許されるものではありません。しかし、イスラエルによるこれまでの蛮行・テロ行為も批判されるべきであり、軍事攻撃の対象と均衡性の面でイスラエルには全く正当性はありません。

米国を中心とする欧米諸国は、これまでイスラエルの非道・蛮行・国際法違反の行為を擁護してきました。だがそうした国々に対し、「二重基準だ」との批判が世界中で湧き起っています。それでも、イスラエル側は「ハマ

ス壊滅」を掲げ、ガサ地区で子どもを含む一般人の犠牲をいとわずに軍事攻撃を続けています。まさにジェノサイド（集団殺害）です。

パレスチナ側の犠牲者は1万5000人、内子供6000人、女性35500人が含まれています。行方不明者数は6500人以上で、内4400人が女性と子供です。

イスラエルはガサ地区を孤立させ、食料・水・医薬品・燃料などの搬入を遮断し、電力の供給も止めました。又、学校



ガサ停戦を呼びかけろ本厚木駅前行動(11/12)

の9割、病院も攻撃され、多くの病院は閉鎖に追い込まれ、人々は生存の危機に陥っています。これらの行為は国際人道法に違反し、世界中から批判が巻き起こっています。「ジェノサイドを許すな」「イスラエルは直ちに攻撃中止」の声を挙げましょう。



(大友三昭)

日本国憲法は人類史上最高の哲学

日本国憲法の心

戦後の日本人の心のよりどころは、何に求めたらよいのであろうか。学校教育でも、家庭教育でも、心のよりどころは教えられなかったが、大学で日本国憲法を学ぶようになり、「日本人の心のよりどころは、日本国憲法の心だ」と確信するに至った。

寛容の態度で共存のあり方を粘り強く見出していくこと、そこにこそ唯一の真正な活路はある。

武力信奉という宿痾からの覚醒こそ

奪の道を選んだその選択の誤りが今に至る憎しみの連鎖の基となっている。ハマスを根絶するまで停戦はないというが非情な武力行使のたびに憎悪は量産されておりの累積の怨念を武力で亡くすこととは決してできないであろう。平和な共存を導く以外にイスラエルの安住はない。防壁や武力依存で安住を得られるとする認識を越えて、互いに相手の気持ちに思いをいたしながら

日本国憲法は、この世の究極の価値は「人格の尊重」と考えている。人格の尊重とは、人間一人一人が持っている「幸福な人生を全うしたい」という願いを究極の価値として尊重することである。この人格の尊重こそ、日本人の心のよりどころとなればならない。

この日本国憲法の心は、日本人の心のよりどころとして定着してほしい。定着させなければならぬ。定着させるために、「雨垂れ石を穿つ」の一滴の雨垂れとなり続けようと思った。「幸福な人生」とは、「笑いに満ち溢れた人生」であろう。誰もが笑えるような地域社会、国、地球であってほしい。それを願っているのが、日本国憲法の究極の心だ。

戦争放棄という哲学

日本国憲法は前文において「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないようにすることを決意する」とある。しかも国籍を超えて金がかからない。しかも国籍を超えての人々がその一回的な人生を脅威のない安心平和のもとで全うしたいと願っている。これを否定できる人はないであろう。

とすれば、一人一人がその確たる素朴な願いを一齐に表明しさえすればよい。互いに他を思いやる寛容と慈愛の念が充ちる時、われらが「宇宙地球号」の安寧に充ちた存続は成就されよう。そう私は確信している。(高峰了)

《行事案内》

- ・大軍拡・大増税反対スタンディング
12月19日(火) 13時～
本厚木駅北口
- ・あつぎ・九条の会サポーターの会
1月12日(金) 14時～
保健福祉センター 研修室
- ・厚木市九条の会ネットワーク会議
1月9日(火) 13時～
保健福祉センター 作業室
- ・9の日行動
1月9日(火) 15時～
本厚木駅北口

意し」と明言しています。日本国憲法は、戦争放棄という画期的な哲学を生み出しました。戦争放棄という哲学をこれまで宣言した国はありません。戦争放棄を国の憲法に宣言したのは人類史上、日本国憲法が最初です。日本国憲法の戦争放棄と戦力の不保持の規定は、倫理に合う人類史上最高の哲学なのです。現代でも憲法に戦争放棄を宣言した憲法は、日本国憲法のみです。他国にも出現していません。

日本国憲法の戦争放棄の規定はまさに画期的です。戦争放棄を守れば幸福になり、はずれたら、きつと不幸になるのです。戦争をしたら、楽しく暮らすための、平和でなく楽しく暮らすためには、平和でなければならぬのです。

(岩手県一関市で「みのる法律事務所」所長、当会の会員でもある1949年に小学校入学の弁護士・千田 實著「へいなべん(田舎弁護士)の哲学(第12巻)『倫理と法律』」より抜粋、小池康夫)

自民党の改憲発議を止めよう！

ウクライナ、ガザ、岸田増税メカネ、脱法大臣・議員の辞任、マイナカードなどの溢れるメディア情報に隠されて、自民中心の「憲法改悪」が進んでいます。

自民党は2012年4月27日に「日本国憲法改正草案」を公表。その後、改憲4項目(①自衛隊の明記②緊急事態条項③参議院の合区解消④教育充実)を発表。特に「緊急事態条項」に焦点を当て、隠された真の狙いを指摘します。他の3項目は緊急事態条項で法的に改憲が可能となります。

◆憲法審査会

憲法審査会(以下審査会)は2007年に各議院に設置の常設機関。目的は憲法改正原案、日本国憲法に係る改憲の発議又は国民投票に関する法律案等の審査。23年11月21日の衆院審査会で、憲法改正が発議され

た時に国会に設けられる「国民投票広報協議会」の規定案が、法制局から示された。審査会の委員は各党派の議員数比率で割り当てられ、慣例で、日程等の調整は与野党の筆頭幹事の協議で決める。

◆緊急事態条項

(アンダーラインは筆者)
・第98条(緊急事態の宣言)
(1)内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。
(2)緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。
(3)内閣総理大臣は、前項の場合

「憲法9条は宝」設置紹介

厚木市九条の会ネットワークでは、現在「憲法9条は宝」の看板の設置運動を進めています。これまでに35枚設置されました。設置を希望される方は、会連絡先まで連絡をお願い致します。(11月設置は、写真上 厚木市関口、写真下 厚木市元町です。)



において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、100日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、100日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。
(4)2項及び3項後段の国会の承認は、第60条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日以内」は、「5日以内」と読み替えるものとする。
・第99条(緊急事態の宣言の効果)
(筆者要約)
(1)内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定でき、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分、地方自治体の長に必要な指示ができる。
(2)前項の政令の制定及び処分は、法律の定めにより、事後に国会の承認を得る。
(3)宣言後、何人も、国その他公の機関の指示に従う。
(4)宣言後、宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されない。両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。



◆隠された真の狙い

①総理は国会の議論も事前承認なしに宣言できる。「等」や「その他」の法律で定める」を根拠に、歯止め無く宣言を出せる。自然災害時の宣言は、国民の行動の自由や私有財産権などが奪われる(権力乱用)。
例えばイベントなどで、参加者の騒乱が予想されれば、「社会秩序の混乱」を理由として対象となる。
②「必要があると認めるとき」とは「理由さえ付ければ」全てが宣言の対象。「公益及び公の秩序」の公益とは「国益」の言い換えで、「国益」は「国の利益」、「国」は「政府」、「政府」は時の政権、現在は自民党。よって自民党に不都合な権利の行使は禁止。「公の秩序」とは「国家あるいは社会の秩序」のこと。今の国会の多数は自民党。ある行為が自民党の意に反する(秩序を乱した)と認めれば、その行為が対象になる。草案にある「基本的人権は尊重」の文言は有名無実。

③現憲法の主権者は国民で、憲法を守るのは国民でない。守るのは政権で、権力の乱用防止の役割が憲法草案は数の横暴で国(政権)に国民を従わせる一党独裁政治への布石。

◆「改憲発議NO!」の声を!

現憲法第99条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と明記。擁護すべき政権が、憲法を改悪し一党独裁を目論む等の暴走は決して許せません。私達の全ての努力で「改憲発議をストップ」させましょう。
(北川和磨)

◆つぶやき

◆憲法九条の実績
「戦争犠牲者ゼロ」は憲法九条の働きです。
軍事力や日米安保のせいではありません。
その証拠に英米口仏中など軍隊があれば逆に戦争犠牲者が出ています。安保の様な米国と軍事同盟を結ぶ国でも戦争犠牲者が出ています。
では英米口仏中に無くて日本に有るものと言えは憲法九条です。
九条の無かった大日本帝国憲法では莫大な戦争犠牲者が出ました。
九条あつての「戦争犠牲者ゼロ人」です。
(伊部康雄)



川柳

妻田(安芸礼太)

機密費で五輪誘致に「馳」参じ
与党入り「維新」「国民」競い合い

旭町(紀)

満月の光よ届けガザの子へ
戦争NO! つぶやき叫び年が暮れ
傲慢と無駄のシンボルあの日傘
終点だ安倍菅岸田路線バス

下古沢(和)

聞く耳に耳栓してるのあさって面
民営化コモン切り捨て民貧す

水引(増)

年を越すこの意身に染む財布かな
もうすでに飛行させたら人災だ

下川入(昭)